

## 令和3年度第3回人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会

日時：令和3年11月9日（火） 午後3時より

場所：豊川市役所 本34会議室（本庁舎3階）

### 1 あいさつ

### 2 議題

#### (1) 第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画素案について

〈事務局〉

「資料1」の説明

【第1章から第3章（1ページから37ページまで）における意見】

〈委員〉

37ページの「2-1 女性」の下から3行目「また、DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー…」とあるが、せっかくここでDVや性犯罪・性暴力を取り上げているので、39ページの「(2) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の下の「①女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発・被害者支援を充実します」の中に「性教育」も付け加えていただきたい。

性教育と言っても、「性」の部分の教育ではなくて、根底にある「人権教育」、つまり人それぞれ性別関係なしの尊厳なので、人権教育を中心に性教育ができれば、DVや性犯罪・性暴力がなくなって、被害者も犯罪者もいなくなる方向にいけるのではないか。

私自身は女性問題を扱っている団体なのだが、そこがすごく大事だと思うので、「人権教育を中心とした性教育」を加えていただきたい。

〈委員〉

目次について。

先ほど説明があった「市民の人権意識」を2から独立させて3という項目にしている。これは項目としては1つだけなので、「3-1」とつけるのは違和感を覚える。第2章の「2 計画の構成」と同様にしたら良いのではないか。

〈委員〉

14ページ「1-2 基本的な考え方と姿勢」の赤い文字の3行目に「…目指します」と漢字で書いてあるが、②の最後には「…めざします」とひらがなになっているので、揃えられた方が当然だと思う。

それから、14ページでは基本的には人権が「尊重」されることが大事という趣旨だと思うが、「③少数者、少数意見への配慮」の「配慮」という言い方を「尊重」と

比べたときに、差があると思う。なぜここでトーンダウンするのだろうかという気がする。

もう1つは、下から2行目のところですけども、「…少数者を尊重し」と、ここでは「尊重」になっている。その文末では「…少数意見などにも十分に配慮します」と、ここでは「配慮」という言葉を使っている。これもトーンダウンではないかと感じる。ここは共に、少数者に対しても「尊重」であるし、少数意見に対しても「尊重」であることがこの委員会としては大事なスタンスではないかなと思うので、「配慮」ではなく、「尊重」という方向で考えていただけるとありがたいと思う。

〈事務局〉

こちらの計画では「配慮」という言葉を使わせていただいたが、愛知県の行動計画を参考にしてそうした表現をさせていただいた。委員からご意見があったので、みなさまが「尊重」という言葉の方がふさわしいということであれば、豊川市の計画には「尊重」という言葉でよろしいのではないかなと考えている。

〈委員〉

23ページの「①就学前も含めて人権尊重の教育を推進します」の2つ目の○の「学校教育などにおいては、各教科、道徳など」とあるが、今はもう道徳も教科に入っているのではないと思う。例えば「特に道徳など」にするのが適切だと思うが、各教科に入っていることを考えると、各教科と道徳をこのように並べるのはどうかという感じがした。

〈会長〉

言われたとおりだと思うが、道徳を削るという形でよいか。今、教科に入っているのならば、これは間違った表現になるため、ここから道徳が消えてよいのかという問題はあがる。

〈委員〉

「特に道徳」なら良いのではないか。学校では人権教育は道徳が中心科目になると思うので、今の表現では、道徳も教科じゃないか、という考えになるため、この文章としてはどうかと思う。

〈会長〉

「特に道徳」という表現が今出されたが、一度ご検討いただくということでよろしいか。

〈事務局〉

また学校教育課にも確認し、検討させていただく。

〈会長〉

先ほど意見が出た39ページの性教育の件について。

〈事務局〉

性教育は人権教育であるということを入れてほしいということ。基本的な考え方として、「教育」というのは未成年者・児童生徒に対するもの、成人・大人に対するものは「啓発」という言葉の使い分けがある。「性教育」という言葉をどのように加えていくかについては検討させていただきたいと思う。どのような取り組みをする

ことが豊川市にとって必要であるのかということも検討し、ご相談させていただきたいと思う。

〈委員〉

48 ページの上の方には高齢化が進んでいるとして具体的な数字が出ており、2段目の「本市においても、…」というところに、「令和 22 年（2040 年）には高齢化率は 29.8%まで上昇する…」とある。これはこれで事実だと思うが、読んでいて疑問に思ったのは、なぜ令和 22 年が出てくるのかということ。例えば「豊川で高齢者が 3人に1人になるのは何年」とか、または、これは 10 年間の行動計画であるため「10 年後には高齢化率はこれぐらいになります」ということであればわかるが、令和 22 年がここで出てくるということが読んでいて腑に落ちないということがある。

〈事務局〉

たしかに今の表現、委員の意見はわかったので、表現の仕方については今一度介護高齢課とも検討させていただきたいと思う。

〈委員〉

48 ページの3段目「平成 12 年（2000 年）に介護保険制度が開始され、また、高齢者に対する…」とあるが、「また」以降の文章は平成 18 年度のこと。読みにくいで「平成 12 年度に…開始され、また、平成 18 年度（2006 年）には高齢者虐待の防止…」という方がすっきり読めるが、どうか。

〈事務局〉

検討させていただく。

〈委員〉

46 ページ「(4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進」というこの後半の「子どもの参画促進」というのが今一つ具体的な内容として読み取りにくい。そのあと3行目に「青少年の社会参加の機会を充実…」というがあるので、そのことなのかどうか少し読みづらいと感じた。

この 46 ページを見ると、「子ども」「児童」「青少年」という言葉が所どころで使われているが、そのあたりも少しわかりづらくさせている原因ではないかと思った。

「子ども」をどういう年代と想定しているか、そういうところの確認をしたうえで検討していただきたい。

とりわけ2行目「子どもへの虐待」、①では「児童虐待防止対策」。地域協議会の名前は「要保護児童対策地域協議会」となっており表現が違っている。その2つ。

「子どもの参画促進」というタイトルの内容が何を意味するかわかりにくいような気がする。それから、「子ども」「児童」「青少年」の3つの言葉の使い分けを意識しているのかどうか。とりわけ、虐待の言葉を使う時に「児童虐待」「子どもの虐待」とあるのは、何か違いがあるのかどうか、そのあたりをすっきりさせていただきたい。

〈事務局〉

委員の意見はよく理解した。これらは条例等に基づく言葉遣いをしている。

「児童虐待」も「児童虐待防止法」の基づく表現であり、(4)の本文にある「子ど

もへの虐待」というのもたしかに「子ども」という表現をしている。委員の意見を踏まえ、「子ども」「児童」「青少年」の言葉の使い分けについては今一度検討させていただく。

〈委員〉

79 ページの見出し「2-10 刑を終えて出所した人」とあるが、これは要するに「刑務所を満期で終えた人」ということ。今回私は保護司の代表という形でこの場に立たせていただいており、保護司会という立場でこういう人権の会に出させていただくのは初めてだと思うが、私は人権を考えるうえで罪を犯した人たちを入れるのは大変良い傾向だなということでありがたく思っている。それで、私が1つ申し上げたいのは、「刑を終えた人」というのは「満期で出た人」に限定されてしまう。ところが、例えば「刑を終えて出所した人」の中に「少年院を出た子」は入らない。「少年院」は「刑」にはならないので。そうすると例えば少年院を出た子はどう扱うのか。実際この資料の中では80 ページの「(2) 犯罪や非行をした人の就労・修学支援」というところでちゃんと入っているとわかるが、それよりはっきりさせるためには見出しに「刑を終えて出所等した人」というように「等」を入れていただくと満期だけじゃないとわかる。少年院、「仮釈放」もあるし、最近では「一部刑の執行」という法律もできているので、「等」を入れていただくとより中身と見出しがぴったり合うのではないかなと思うので、ぜひお願いしたいと思う。

〈事務局〉

「等」をつけるように見直しをさせていただく。

〈委員〉

確認だが、81 ページ「(3) 保健・福祉サービスの利用促進」について。

実際、一番問題なのは「地元で刑を犯した人は必ず地元に戻る」ということ。豊川で犯罪をした者は刑務所または少年院を出て、豊川に戻る。それで何が一番問題かということ、住む場所がないということ。「福祉」というのはとても範囲の広い言葉なので、当然それも入っているとは思いますが、現に更生保護活動でかなり私たちが苦労しているのは、罪を犯した人または少年が帰ってくる時の、帰る場所「帰住先」がないということで、とてもこれは保護司・更生保護をやっている者にとっては非常に大きな問題。そういう意味で、新しく項目立てで「住宅等の提供」もしっかりするというのをやっていただくとありがたいと思う。『「福祉」に入っていますよ』と言われれば「そうですか」ということなのだが、そのあたりを検討いただき、少なくともこの人権の委員会の中で共通の課題として考えてくださればありがたいと思う。

〈事務局〉

たしかに居住先・住まいを確保するというのは働くよりも先にまずは大変必要な取り組みだと思っているので、今委員の言われたように「福祉サービスの提供支援」の中に含めて考えるのか、やはり、住まいの支援というのは他のものにも増して必要なものだと思うので、文章に出して表現するのかというところはまた担当の福祉課・福祉部の方で検討させていただきたいと思う。

〈委員〉

45 ページに使われている保育の用語について、「保育所あるいは保育施設における保育」ということと、「家庭における保育」というその2つが入っている内容。

それで、もちろん「保育」という言葉の範疇に入るのは「保育施設・保育園・保育所」などだが、幼稚園でも幼児を扱っていることを考えると、保育士だけでやらずに、もう少し幅広く捉えると良いのかなというように思った。

44 ページでは、「学校教育が家庭教育を支援する」、あるいは「②学校等において人権尊重…」とあるので、幼稚園もここに含まれるという意味では漏れているわけではないが、もう少し限定して「幼児・乳幼児」と言っても良いかもしれないが、学齢前の子どもたちの養育に関わる内容として、保育園も③のところ少し関わってくるのだということを示すと良いのかなと思う。

今ではもう「幼保連携」とか「認定こども園」などそういったものも積極的に地域で取られているところもあるし、保育だから保育施設という形ではなく対象としている子どもの年齢を考えて、同じように子どもの人権を守ると同時に、子どもに人権意識を教えていくような取り組みを入れられると良いかなと思った。今のままでも間違っていないが。

〈事務局〉

こちらのページは市の計画であるということで幼稚園を用意していないので、「保育士」というところでこのような表現になっているのかなと思うが、たしかに保育園以外、幼稚園、認定こども園等幅広く子どもの教育・支援はされているので、今の委員の意見につきましては、保育課の方とも内容について一度検討させていただく。

〈委員〉

80 ページ（2）①②の犯罪や非行をした人の就労・修学の支援で、愛護センターの方で子ども・若者総合相談窓口で、子どもから青少年までの相談の中で就労・修学支援の相談もやっているが、生涯学習課は担当課には入らないのか。

〈事務局〉

生涯学習課の方に少年愛護センターを所管する生涯学習課に確認する。

〈委員〉

70 ページの赤字で追加いただいたところで、この時期に策定する計画であることを考えると、入ってもいいのだなということを改めて確認したところだが、6行あるうちの後半部分、こちらは不要ではないかと思った。その前の HIV やハンセン病ではどういう状況になっているかという説明で終わっている。「…差別意識が生じています。」「…困難な状況も起こっています。」となっているので、「…誹謗中傷などが問題となっています」とする方が良いのではないかと思う。

そのあとに続く1文は実は71 ページの最後の段落「このため、感染症について正しく理解するための普及啓発を推進し、…」というここからの段落と重複している。もちろん今まで以上に「教育・啓発」などの言葉も入っているが、これ全体が HIV、ハンセン病含め、感染症ということでひとくくりにするならば、ここのコロナウイ

ルスに関わる人権侵害のところだけにこうした説明をつけるのは、バランスが悪いのではないか。

また、73 ページで(1)①の最初の丸。「感染症患者」とあるが、「感染症患者等」と入れていただきたい。「医療従事者や家族なども誹謗中傷が」といった説明があるので、単に患者だけにとどまらず、その周辺の人々も偏見や差別に苦しむことがあるということで、ここでは「等」が入った方が良かった。逆に、(2)の「②感染症患者などが働きやすい環境づくり…」ですが、これは HIV やハンセン病をイメージしたままの文言なので、ここに新型コロナウイルス感染者を入れたときにやや違和感を覚えるので、このままでも悪くはないが、1つのことを入れたことによって文言として他のところに影響が生じているかという点で見直ししていただくと良いと思った。

〈会 長〉

今の点は検討していただく。

〈委 員〉

グラフの書き方について。全体に関わることで、示してあるグラフは帯グラフではなく棒グラフ。やはりポイントの高い項目から順番に並べるという方が見やすいと思う。できたらそうした方がご覧になる方はわかりやすいのではないかと思う。直近の令和2年度調査のポイントの高いものから並べ直すというのはどうか。

〈会 長〉

グラフについてはこれでやっている理由があるのか。

〈事務局〉

これは市民意識調査の調査結果報告書の抜粋になっており、そちらの報告書がこのような形で表現をさせていただいているのが根拠である。

〈委 員〉

もう1つ表のことで、7ページ下の方の「市民の人権意識」の見出し「図表 市民の人権意識」が、17 ページにあるものが、同じものというか、過去3年の調査内容か2年なのかの違いはあるが、「10年前と比べた市民の人権意識」となっているので、圧倒的に17ページの方がグラフを理解するうえではわかりやすいなという印象。

〈事務局〉

17ページの方が図表の説明10年前と比べたと書いてあるが、実は比べていないので間違っている。今回の調査と平成29年調査で比較していて、表題自体が間違っている。もしくは、平成29年度調査を平成23年度調査に変えないと10年前との比較にならないので修正をする。

〈委 員〉

前回パーセントと割のことで統一するというので、今回みんなパーセントに直していると思う。それで、13ページの真ん中あたりに「2割」という数字が出ているが、これは「黙って我慢する」というのは今の調査の結果のため、ここも「20%」の方が良いのではないかなと思う。それから、15ページの3行目の「差別・偏見がなく暮らしやすい社会」とあるが、読んでいるときに「差別・偏見がなく」で一度止まって、「暮らしやすい」となるが、例えば17ページの下から3行目をご覧になる

と、「人権侵害が生じることのない社会の…」ということで、15 ページの3行目も「差別・偏見のない暮らしやすい…」というのはどうか。

〈会 長〉

この文言は検討いただく。

〈委 員〉

17 ページの図表で「10 年前と比べた市民の人権意識」というのを見たときに、この調査をされる人は 10 年前のことわかっているのかなと思ったので、このタイトルには違和感を覚えた。それから、今回用語集を作っていたいただいて、大変読みやすくなった。例えば 26 ページにある「デュー・ディリジェンス」という言葉などは括弧で説明があるのでわかるが、48 ページの最初に「平均寿命」と出てくるが、どうも平均寿命というのはその年に亡くなった人の年齢の平均ではないので、その説明もいっているのではないかと思う。また、平均寿命というと、男女で分けて書くのが普通になっていて、女性の方が男性よりも 6 年ぐらいは長く生きられるということも出ているので、それをまとめて「80 歳」と言うのもどうかと思う。また、「我が国においては、今や平均寿命は…」の「今や」という表現は行政の表現らしく、ここだけが目が覚めたような感じがした。先ほども申したように、平均寿命の定義もすべきだと思う、そして、「令和 22 年で 29.8%」がなぜ出てきたのかというところが気になった。

〈委 員〉

2 ページの SDGs の表というか文字が見づらいので、また印刷の時には読めるようにお願いしたいのと、用語解説の中に「エンパワーメント」を入れていただきたい。今回の本文の方にはなかったのですが、あまり耳慣れない言葉で、本文中にないが、資料編にある言葉でも取り上げられていたと思うので、確認いただきたい。

## (2) パブリックコメントの実施について

〈事務局〉

パブリックコメントとは、市の基本的な政策などの策定に当たり、その案を公表し、市の皆さんから政策などに対する意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともにその意見などに対する市の考え方を公表していく一連の手続きのこと。

- ・実 施 期 間：令和3年12月16日（木）から令和4年1月14日（金）まで
- ・掲載、閲覧場所：市ホームページ、担当課窓口、市役所1階ロビー、各支所、  
プリアオ窓口センター、豊川、御油、牛久保、八南の各生涯学習センター、中央図書館

第4回目の審議会では、パブリックコメントの意見募集の結果、意見を反映した第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画の最終案をお示しする。

### 3 その他

- ・次回は令和4年2月8日（火）の15時より実施
- ・ご意見シートは11月12日までに提出

以上